

平成29年11月1日

練馬区長 前川 燿男 様

練馬区障害者地域自立支援協議会
会長 高橋 紘士

第五期障害福祉計画および第一期障害児福祉計画に対する意見

近年、障害者福祉の関連法令は様々な改正・制定を重ねており、平成30年度には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の改正が予定されています。さらに平成30年度から、新たに障害児福祉計画を策定することになりました。障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、法の趣旨や障害者の意見を反映した計画を策定する必要があります。

第4期練馬区障害者地域自立支援協議会では、重点的に検討すべき課題に基づき、4つの専門部会を設置しております。各専門部会において、障害者団体のヒアリングの意見も踏まえ、障害福祉計画および障害児福祉計画に関する議論を深めてまいりました。

障害者総合支援法第88条（※）に基づき、全体会および専門部会での意見を踏まえ、練馬区障害者地域自立支援協議会として練馬区第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に対する意見として具申いたします。

※ 障害者総合支援法第88条第8項

市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

○ 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書の構成について

- ・ 提言は、各専門部会の意見を集約し、自立支援協議会の総意として計画に反映すべき事項をまとめたものです。
- ・ 提言に続く、○で示した意見は各専門部会の意見を列記したものです。同様な意見については一つにまとめて表しています。

提 言1

障害者自身および家族の高齢化が課題となっており、障害者の地域生活を支えていくためには、緊急時に対応できる支援体制を構築する必要がある。その一端を担う地域生活支援拠点については、障害福祉サービス事業者に加えて介護保険事業者や医療関係者等、幅広く関係機関との連携を強化し、地域生活を支えるための支援体制の充実を図る必要がある。

- 緊急時に相談できる窓口があるとよい。緊急時の対応や施設利用は、コーディネートの力量だけでなく事業者とのパイプ・繋がりが重要である。
- 障害者の支援の方法が記載できるノートを活用している。緊急時等にも活用できるとよいのではないか。
- 地域生活支援拠点の面的整備においてはネットワークが重要である。関係機関の連携について、支援の実績等を積み上げながら、具体的な役割分担を検討する必要がある。障害分野だけでなく、高齢者支援の中心となる地域包括支援センターとの連携、医療分野との連携も必要である。
- 障害者の高齢化等に対応するため、介護保険事業所との連携の強化を図る必要がある。
- 地域生活支援拠点の機能である体験の機会について、重度障害者の場合は日中活動の事業所とグループホームの通所手段が課題。関係者が協議して提供していく必要がある。
- 専門性の向上のために、障害と高齢のそれぞれのサービスに関する知識を持つ人材の育成が必要である。

提 言2

障害者個人の人権を尊重し、地域で望む生活を支援するため、障害の種別や程度などに関わらず、一人ひとりの障害者の特性を理解し、ニーズを把握して、適切な支援をする必要がある。障害者総合支援法の改正等により、就労定着支援や共生型サービス等、新たなサービスの導入が予定されている。制度の変化に柔軟に対応し、関係者との連携を図り、障害特性に応じた支援ができる事業所の育成が必要である。

- 障害福祉サービスについては、一人ひとりの障害特性を理解し、適切な支給決定をする必要がある。また、通勤が困難なため就労できない人は、作業所への通所・通勤時等に移動支援の利用を認める等、柔軟な対応を検討する必要がある。
- 障害者のサービスは個別性が高い。医療的ケアが必要な人、行動障害がある人への対応、高次脳機能障害の特性に関する研修等を強化し、事業者の対応能力向上を図る必要がある。
- 今まで就職率が重視されていたが、新たに就労定着支援に関する指標が加わった。就労支援だけでなく、就労に伴う生活面での不調やトラブルを支援できるようになることは非常に大切。生活面の支援を充実することにより、就労定着の充実を図る必要がある。
- 特別支援学校から就職した卒業生への支援の充実を図ることが必要。新しく創設される就労定着支援で支援できない対象者は、レインボーワークが対応する等の役割分担をすることにより、必要とするすべての方が就労定着支援を受けられる体制の構築が必要ではないか。
- 区内の精神科病院のデイケアでは、一般就労を目指すプログラムを積極的に展開し、多くの就労実績がある。病院のデイケアも対象とした一般就労への施策を検討できないか。
- 精神障害者への支援を検討する協議の場には、当事者、家族、病院関係者が参加すべきである。障害者に関する協議会や部会においては、全てに精神障害者が参加して意見を届けることが重要。
- 精神障害者の支援を検討する際、手帳所持者以外にも支援を必要とする人がいることを勘案すべき。区内に障害福祉サービスを必要としている人がどの程度いるのか、そこへのサービス提供が充足されているのか、検証すべきではないか。また、サービスに繋がっていない人、支援に繋がっていない人を支援するため、アウトリーチ事業の充実を図る必要がある。
- 精神障害者への支援は、個別性が高い。一人ひとりに寄り添い、丁寧に支援すること、個別ケースへの支援を積み重ね支援の事例を蓄積することが必要。そこから抽出された課題について施策に結びつける体制ができるとうい。
- 権利擁護センターで行っている金銭管理サービスは、高齢者が主に利用していたが、最近では知的障害者、精神障害者の契約が伸びている。このような金銭管理に関する支援体制等の充実も必要ではないか。

提 言 3

障害者の地域移行を進めるためには、多様な障害特性に応じたグループホームの整備、住まいの確保を支援する体制など多様な居住支援のあり方を検討する必要がある。また、地域社会全体の障害理解の促進のため情報発信や啓発に積極的に取り組み、地域住民と障害者が共に支え合い生活できる地域づくりを検討すべきである。

- 親の高齢化等により、毎年数名が施設に入所している。全ての方が地域に移行することは難しく、施設入所のニーズはある。一方、入所施設利用者は重度化、高齢化している傾向があり、重度の方の地域移行できる基盤を整備する必要がある。
- 地域移行を進めるためには、医療的ケアに対応できるグループホーム、行動障害の方に対応できるグループホームの整備、聴覚障害者に対応できる職員を配置したグループホーム等、障害特性に応じた支援ができるグループホームの設置を検討すべきである。また、居住の場だけでなく障害特性に応じた支援ができる日中活動の場を検討する必要がある。
- 精神障害者への支援は、元入院患者であるピアサポーターの役割が大きい。ピアサポーターの育成と活動の場の充実を図る必要がある。
- 精神障害者は通過型グループホームを利用する方が多いが、移行先がなく退所できない方がいる。グループホームを退所した後の支援を充実する必要がある。
- 居住の場について検討するとき、どこか1か所を選んだら生涯そこで過ごす、という考え方ではなく、施設からグループホーム、グループホームから地域での一人暮らしに移る等、状況に応じて柔軟な居住の場の選択を支援できる体制が必要ではないか。
- 本人の高齢化、親の高齢化が課題になる中、グループホーム、ショートステイの数が不足している。空き家等を活用した整備を検討できないか。また資源を有効に活用するため、空き状況を集約できるところがあるとよいのではないか。
- 医療的ケアに対応できるショートステイの整備が必要である。施設を整備する際、人材の確保、受入れの方法、医療との連携の在り方等について課題の整理が必要である。
- 障害者差別解消法が施行されたが、十分浸透しているとは言い難い。啓発事業や法の周知を繰り返し行い、区民に情報を伝え、心の中にある差別性を変えていく必要がある。小さな店舗でもできる配慮の実例や、効果的な福祉用具を積極的に紹介していくとよいのではないか。また、障害者間の差別の解消も検討してほしい。
- 地域住民が精神障害者を受け入れる環境を作り、身近な地域に住む住民が、地域で暮らす精神障害者を見守り、支援できる仕組みができるとうよいのではないか。
- 地域には、居場所づくりなど住民主体で活動している場所が増えている。地域の社

会資源として障害者が利用できる居場所・活動の場所を可視化し、情報共有する取組も必要ではないか。

- 芸術文化活動について、「ふれあい作品展」のような障害を持っている方々が参加できる発表会や展示会を増やすなどしてほしい。
- 重度障害者の支援は親や周囲の意向が重視されがちだが、重度障害者の意思決定支援について丁寧に取り組んでいく必要がある。

提 言 4

医療的ケアが必要な児童への支援を充実させるため、当事者・家族、医療、障害、教育等の関係機関が一堂に会し、切れ目のない支援体制や実効性のある施策を検討する必要がある。また、障害児支援通所事業所については、療育の質の向上を図り、多様な障害児を受け入れるため、研修・人材育成・ガイドラインの遵守など事業所への支援等に力を入れるべきである。障害児支援においては、特に家族支援も重要であるため、相談支援の充実、レスパイトケアの支援等の充実を図る必要がある。

- 医療的ケア児を支援するための協議の場は、当事者・家族、医療、障害、教育等の関係者が一堂に会す機会となるよう、委員構成を検討してほしい。また、協議の場では、様々な課題に関する具体的な対応策についても議論する必要がある。
- 保育園では、少しずつ医療的ケアを必要とする児童を受け入れている。引き続き受け入れを増やしてほしい。
- 特別支援学校では、生徒のうち約半数が様々なレベルでの医療的ケアを必要としている。卒業後の受け入れ先の確保が課題。
- 学齢期の支援が充実する一方、学校卒業後に、18歳以上の方が利用できる放課後等デイサービスのような事業がないことが、新たな課題となっている。
- こども発達支援センターの相談を申し込んでも、半年ほど待つ状況が続いている。必要な時に相談できるような体制ができるとよい。
- 看護師や医療行為に対応できる職員の確保ができないこと等が課題となり、医療的ケア児・肢体不自由児が利用できる事業所が少ない。
- 本人の療育のための放課後等デイサービスだが、家族のニーズに応えるために事業所が増えているように見受けられる。
- 障害児通所支援事業所の質の向上を図るため、各事業所のサービスの質の確認、相談窓口の設置、ガイドラインの提示など、事業者の指導が必要ではないか。